

国会議員の乗車の取扱要領

衆議院及び参議院と旅客鉄道会社との間で締結した契約に基づき、国会議員の職務遂行のため旅客鉄道会社の列車に乗車する国会議員に対して、特別な乗車券（以下「鉄道乗車証」という。）を設定することとし、下記により取り扱う。

記

1 鉄道乗車証の効力

- (1) 国会議員の資格を有する記名本人に限って有効とする。
- (2) 旅客鉄道会社の旅客を運送する列車の全線に有効とする。
- (3) 有効期間は、発行日から翌年3月31日（当該年度に任期満了となる者にあっては、その任期満了の日とする。ただし、甲において必要があると認めたときは、5日間延長することができる。）までとする。
- (4) 有効期間中に、その使用資格を失ったときは、旅客鉄道会社が別に定める特別の場合を除き使用資格を失った日から5日間に限り有効とする。
- (5) 鉄道乗車証の記載事項の全部又は一部が不明となり、取扱上支障をきたすこととなつた場合は、その鉄道乗車証は、無効とする。

2 列車乗車上の手続き

- (1) 旅客鉄道会社の旅客を運送する列車の指定席を利用する場合、事前に別紙1に掲げる「国会議員指定席・寝台申込書」に必要事項を記入のうえ、旅客鉄道会社の駅等の窓口に提出し、指定席券の交付を受けるものとする。
- (2) 旅客鉄道会社の列車で複数定員の個室に国会議員1名だけで乗車する場合（指定する列車の個室以外の指定席が満員の場合を含む。）は、旅客鉄道会社の定める不足人員に対する差額相当額を別に支払うものとする。
- (3) 国会議員本人が第1種身体障害者の場合で、当該国会議員本人と同行する者がいるとき、その同行者本人は国会議員本人と同一区間にに対する5割引の普通乗車券を購入するものとする。この場合、旅客鉄道会社の駅窓口に国会議員本人の身体障害者手帳を呈示することとする。また、旅客鉄道会社の駅の自動券売機で同行者の普通乗車券を購入するときは、小児用の普通乗車券で代用することができる。
- (4) 旅客鉄道会社線の中間に旅客鉄道会社線以外の鉄道会社線（以下「他の鉄道会社線」という。）をはさむ場合は、他の鉄道会社線の運送約款の定めにより、運賃・料金を別に支払うものとする。現在、特別急行列車が、このような形態で直通して運転されている他の鉄道会社線及び区間は以下のとおりとなる。

- ① 伊勢鉄道株式会社（河原田・津間）
- ② IRいしかわ鉄道株式会社（金沢・津幡間）
- ③ 智頭急行株式会社（上郡・智頭間）

(5) 新幹線の特別車両グランクラスを利用する場合は、利用区間の新幹線特急料金及びグランクラス料金を別に支払うものとする。

3 鉄道乗車証の様式

鉄道乗車証の様式は、別紙2のとおりとし、旅客鉄道会社が調製する。

4 鉄道乗車証の発行方

鉄道乗車証を発行する場合は、旅客鉄道会社において、券面に必要事項を明記して発行するものとする。

5 返納

次の各号の1に該当する場合は、直ちに鉄道乗車証を発行者に返納するものとする。

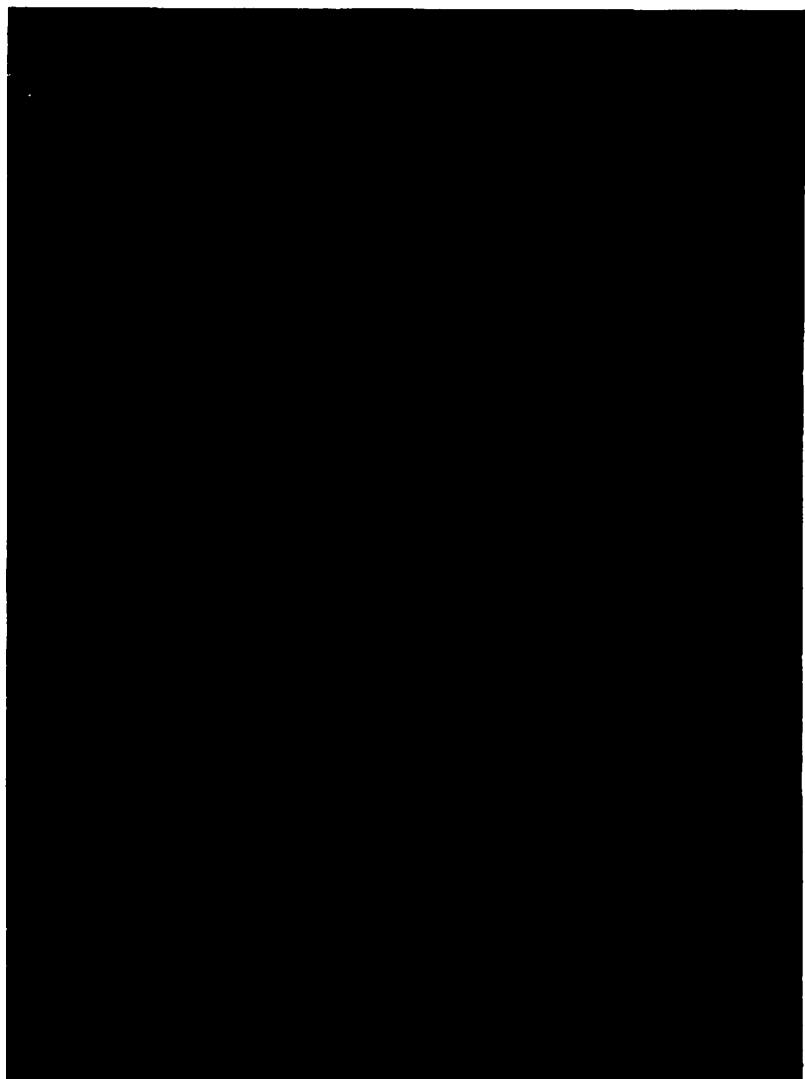
- (1) 鉄道乗車証の有効期限が経過した場合
- (2) 鉄道乗車証の使用資格を喪失し、これを使用できなくなった場合
- (3) 鉄道乗車証の記載事項が不明となった場合

6 その他

- (1) 契約期間中に新たに国会議員の資格を取得した者があるときは、旅客鉄道会社において、その都度鉄道乗車証を発行するものとする。
- (2) この要領の第1項第5号により返納があったときは、旅客鉄道会社において、直ちに鉄道乗車証を再発行するものとする。
- (3) 亡失の届出があった場合は、旅客鉄道会社において、鉄道乗車証を再発行するものとする。
- (4) 亡失届提出後、鉄道乗車証が再発行されるまでの間あるいは何らかの事情により鉄道乗車証を不所持の場合で緊急に旅客鉄道会社線に乗車しなければならないときは、旅客鉄道会社の駅等の窓口に国会議員の資格を表する証明（議員バッジ、名刺、国会議員身分証明書等）を呈示のうえ申し出て、乗車区間の乗車券及び指定券を記入式乗車券により発行を受け乗車するものとする。

別紙1

「国會議員指定席・寝台申込書」の様式

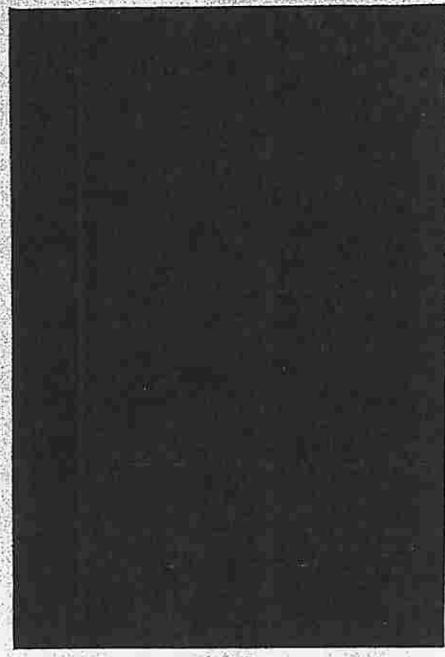
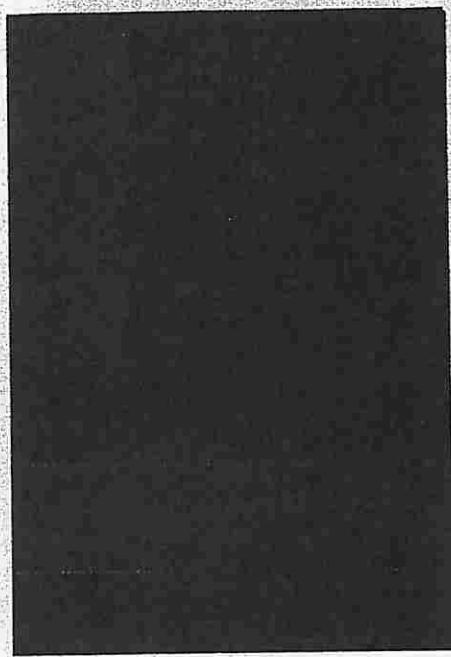


別紙2

鉄道乗車証の様式

(表)

(裏)



備考

